

装プ事第5428号

28.4.8

一部改正 装プ事第5066号

令和2年3月31日

防衛政策局長
整備計画局長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁防衛技監
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房総務官 殿
防衛装備庁長官官房人事官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

取得戦略計画の見直し等について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

取得戦略計画の見直し等について

(趣旨)

第1 この通達は、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）第3章第5節の取得戦略計画の見直し及び取得プログラムの中止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 単位事業取得コスト ライフサイクルコストのうち構想段階、研究・開発段階及び量産・配備段階に係る経費を装備品等の調達予定数量で除して得た額をいう。
- (2) 平均量産単価 ライフサイクルコストのうち量産・配備段階に係る経費を装備品等の調達予定数量で除して得た額をいう。
- (3) 単位ライフサイクルコスト ライフサイクルコストを装備品等の調達予定数量で除して得た額
- (4) 当初基準見積り ライフサイクルコストの見積及び管理要領について（装プ事第1919号。28. 2. 15。以下「要領」という。）第2第1号のライフサイクルコストのベースラインを最初に定めた時点の単位事業取得コスト及び平均量産単価並びに単位ライフサイクルコストをいう。
- (5) 現行基準見積り 要領第2第1号のライフサイクルコストのベースラインを最後に変更した時点の単位事業取得コスト及び平均量産単価並びに単位ライフサイクルコストをいう。ただし、変更していない場合にあっては、当初基準見積りをいう。
- (6) 年度見積り 要領第2第2号のライフサイクルコストの年度見積ラインに対応する単位事業取得コスト及び平均量産単価をいう。
- (7) 各幕僚長等 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長をいう。

(取得戦略計画の見直し等)

第3 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、訓令第15条第2項の結果が次の各号のいずれかに該当すると認める場合（ただし、取得プログラムを中止することが適当と認める場合を除く。）には、取得戦略計画の見直し

について、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と訓令第 16 条第 2 項の調整を行うものとする。

- (1) 取得プログラムの範囲に変更を及ぼす場合
 - (2) 年度見積りの単位事業取得コストと現行基準見積りの単位事業取得コストとの比率又は年度見積りの平均量産単価と現行基準見積りの平均量産単価との比率又は年度見積りの単位ライフサイクルコストと現行基準見積りの単位ライフサイクルコストとの比率が 1.15 以上である場合
 - (3) 年度見積りの単位事業取得コストと当初基準見積りの単位事業取得コストとの比率又は年度見積りの平均量産単価と当初基準見積りの平均量産単価との比率又は年度見積りの単位ライフサイクルコストと当初基準見積りの単位ライフサイクルコストとの比率が 1.30 以上である場合
- 2 長官は、訓令第 15 条第 2 項の結果が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、訓令第 17 条に規定する取得プログラムを中止することが適当と認めるか否かについての防衛大臣の判断に資するため、防衛力の整備の観点からの重要性及び優先順位並びに代替案の有無等を考慮し、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整を行い、取得プログラムの継続の必要性について検討するものとする。
- (1) 取得プログラムの目的に変更を及ぼす可能性がある場合
 - (2) 年度見積りの単位事業取得コストと現行基準見積りの単位事業取得コストとの比率又は年度見積りの平均量産単価と現行基準見積りの平均量産単価との比率又は年度見積りの単位ライフサイクルコストと現行基準見積りの単位ライフサイクルコストとの比率が 1.25 以上である場合
 - (3) 年度見積りの単位事業取得コストと当初基準見積りの単位事業取得コストとの比率又は年度見積りの平均量産単価と当初基準見積りの平均量産単価との比率又は年度見積りの単位ライフサイクルコストと当初基準見積りの単位ライフサイクルコストとの比率が 1.50 以上である場合
- 3 訓令第 16 条第 2 項に規定する防衛大臣の承認を得、又は防衛大臣に報告する場合は、以下のとおりとする。
- (1) 第 1 項に規定する場合は、防衛大臣に報告するものとする。
 - (2) 第 2 項に規定する場合は、防衛大臣の承認を得るものとする。